
赤川の水辺空間賑わいづくり事業 募集要項



鶴岡市都市計画課

令和6年2月

目 次

1 趣旨	1
2 対象地	1
3 募集内容・使用条件	2～3
4 募集方法	
4-1 スケジュール	3
4-2 応募資格・条件	3
4-3 応募方法	4
4-4 質問及び回答方法	5
4-5 応募書類	5
4-6 応募書類作成上の留意点	5
4-7 応募書類の取扱い	5
5 審査について	
5-1 審査方法	6
5-2 審査基準	6
5-3 候補者の決定時期及び審査結果の公表	6
5-4 募集・選定に関する留意事項	6
5-5 協議・調整	7
5-6 使用許可申請書の提出	7
5-7 営業（事業）開始予定	7
6 実施報告書・アンケートの提出について	7
《各種様式》	8～12
《事業対象地の状況》	13～16

1 趣旨

鶴岡市では、赤川の水辺空間を活用し「かわとまち」が融合した「鶴岡市赤川かわまちづくり計画（※1）」を策定し、平成31年3月に国の「かわまちづくり支援制度」に登録認定されました。

登録された計画の実現に向けて令和元年度より3年間にわたり、赤川の利活用を模索するための社会実験を行い、市民ニーズの把握や営業活動の実態・条件整理などを行い、赤川の利活用の在り方についての検討をしてきました。

今後につきましては、社会実験活動や令和4年度より実施の「赤川の水辺空間賑わいづくり事業」での結果を踏まえて、赤川を日常的に人で賑わう水辺空間にするために、引き続き「赤川の水辺空間賑わいづくり事業」を実施することで地域の活性化につなげていくものです。

なお、「赤川の水辺空間賑わいづくり事業」では赤川のあらかじめ指定した区域及び期間において売店などの営業活動を行うものとなっております。

※1 かわまちづくり計画は、河川空間とまちが融合した良好な空間形成を目指す取組みを定める計画です。この計画を国の支援制度に登録することで、河川管理者から水辺整備などのハード支援や、地域づくりのためのフォローアップなどのソフト支援を受けることができます。

2 対象地

本事業の対象地は、以下のとおりとなります。

- ① 赤川河川緑地 左岸 17.0k～18.6k 付近（鶴岡市大宝寺～日出二丁目地先）
※桜ハウス及びその周辺（鶴岡市切添町地内）を含む
- ② 櫛引総合運動公園 左岸 22.7k～23.4k 付近（鶴岡市勝福寺～黒川地先）
- ③ 櫛引やすらぎ公園 右岸 22.0k～23.4k 付近（鶴岡市馬渡～黒川地先）



3 募集内容・使用条件

①実施エリア	<p>○赤川河川緑地（赤川桜ハウス及びその周辺含む）</p> <p>○櫛引総合運動公園</p> <p>○櫛引やすらぎ公園</p>
②募集期間	令和6年3月1日（金）～3月11日（月）
③実施期間・時間	<p>○令和6年4月1日（月）～令和6年11月30日（土）</p> <p>○午前8時～午後9時までの時間内とし、これ以外の時間については、鶴岡市と協議の上決定。</p> <p>（活動時間は、基本的に施設の準備から片付けまで含む）</p>
④使用料	○無料
⑤募集内容	<p>○赤川を日常的に人が集う憩いの場、賑わいの場等としてより一層活用し、鶴岡市の活性化に寄与する取り組み。</p> <p>《例：飲食サービス・物産販売・アクティビティ等》</p>
⑥条件	<p>《使用に関すること》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書類「企画提案書」に記載のある内容以外の使用は禁止 2. 使用期間満了後は、原状回復を行う 3. 出水時の撤去対応が可能なこと 4. 使用区域内の清掃に心がけること 5. 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること 6. 他の一般利用者の使用を妨げないこと <p>《実験活動（事業運営）に関すること》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業運営にあたっては、使用者及び第三者への損害に対する任意保険に加入すること（写しを鶴岡市へ提出） 2. 事業運営に関するトラブルに対しては、事業者においてそのすべてを解決すること。 3. 飲食事業を実施する場合は、営業に必要な許可等を取得し、その許可書等を掲示すること（写しを鶴岡市へ提出） 4. 使用に関しての許可証を掲示すること 5. 利用者アンケート等に協力できること 6. 一月毎、または年間の活動予定表を提出すること。 7. 赤川の水辺空間賑わいづくり事業の活動の周知に係る取り組みができること。（例：チラシの作成や各々の SNS、又はかわまちづくり Facebook での情報発信など）

⑦緊急時の対応	○大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省酒田河川国道事務所）、鶴岡市の指示に従い、設置物を川の外に退避させ避難すること。
⑧その他	○備品、音響設備、照明（電源）設備等はありません。必要に応じて使用者側でご準備ください。（赤川河川緑地内赤川桜ハウスを除く） ○例年開催される赤川花火大会等のイベント期間における活動については、事前に鶴岡市と協議をしてください。

4 募集方法

4-1 スケジュール

- ① 応募書類受付 令和6年3月1日（金）～令和6年3月11日（月）
- ② 質問書受付 令和6年3月1日（金）～令和5年3月6日（水）
- ③ 質問書回答 令和6年3月8日（金）
- ④ 候補者の決定及び公表 . . . 令和6年3月13日（水）予定
- ⑤ 審査結果の通知 令和6年3月14日（木）予定
- ⑥ 協議・調整 決定通知後 ～ 随時
- ⑦ 使用許可申請書の提出 決定通知後 ～ 随時
- ⑧ 使用許可書の交付 令和6年4月1日以降（予定）

※ ①の期間以外のお応募があった場合は、随時受付を行います。

4-2 応募資格・条件

- ①鶴岡市に事業所・事務所を置く法人及び個人又はその他の団体（以下「団体等」という。）であり、地域の振興のため赤川の利活用・賑わいの創出に積極的に参加できること。
- ②複数団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することが可能です。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とする。）を定めてください。
- ③複数応募の禁止
 - ア 単独で応募した団体は、グループ募集の構成員となることはできません。
 - イ 応募した複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。
- ④グループ応募の場合、代表する団体及びグループを構成する団体の変更は原則として認めません。ただし、構成する団体については、業務遂行上支障がないと鶴岡市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、鶴岡市は必要に応じ、認定計画提出者に書類の再提出を求めることがあります。
- ⑤次に該当する団体等は応募者となることはできません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。

地方自治法施行令第167条の4に規定する者

- (1) 次に掲げるものを団体等又は代表者が滞納している場合
 - ア 所得税
 - イ 法人税（個人の場合、市町村民税）
 - ウ 消費税
 - エ 地方消費税及び市税
- (2) 団体等又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- (3) 団体等及びその代表者が事業運営に関する法律に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (4) 宗教の教義を広め儀式行事等を行い、信者を教化育成することを目的とする者
- (5) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを目的とする者
- (6) 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

4-3 応募方法

受付期間内（3月1日から3月11日）に応募書類を添えて、問い合わせ先「鶴岡市都市計画課公園緑地係」へ持参または、郵送してください。

（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分の間）

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記までご相談をお願いします。

宛先 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市 建設部 都市計画課 公園緑地係

TEL：0235-25-2111（内線466）

0235-35-1332（直通）

FAX：0235-25-2059

Mail：tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp

4-4 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を鶴岡市建設部都市計画課公園緑地係（4-3募集方法参照）まで送付してください。

質問書受付期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月6日（水）

回答は、質問書受付後、以下の期日に行います。（鶴岡市ホームページにも掲載します）

質問書回答：令和6年3月8日（金）

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

4-5 応募書類

- ①赤川施設使用参加申請書（様式1）
- ②暴力団排除に関する誓約書（様式2）
- ③納税証明書（所在する市町村等が発行した滞納のないことの証明書）
- ④施設使用企画提案書（様式3）

※応募書類は各1部提出してください。

4-6 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ①応募書類で使用する文字については、十分読み取れる大きさとすること。
- ②関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で書類の作成にあたること。
- ③応募書類の作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

4-7 応募書類の取扱い

提出された応募書類は鶴岡市において厳重に管理し、本社会実験以外の目的では使用いたしません。また、提出された応募書類はいかなる理由であっても返却はいたしません。

5 審査について

5-1 審査方法

鶴岡市において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認すべき事項がある場合はヒアリング）を行い、施設使用者の候補者を決定します。なお、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

5-2 審査基準

以下の項目について審査します。

- ① 地域、赤川の水辺空間賑わいづくりの理解度及び貢献度
 - ・鶴岡市の活性化に寄与できる使用内容であるか。
 - ・にぎわいと憩いの場所として赤川を活用する使用内容であるか。
- ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
 - ・使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。

- ・ごみや汚れがないように清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に配慮することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。

③利用者への配慮と安全性

- ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
- ・第三者被害に対する配慮がされているか。
- ・利用者の苦情、事故等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ・損害保険、賠償責任保険加入の記載が施設使用企画提案書にあるか。

④出水時の施設撤去

- ・出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されているか。

5-3 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、3月13日（水）に行う予定です。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、決定した候補者については、その名称等を公表します。
- ③ 審査の経過や内容についての問い合わせには一切応じることができません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

5-4 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

5-5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認める場合は、鶴岡市がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

5-6 使用許可申請書の提出

候補者（決定者）は、施設の使用及び運営に関して、鶴岡市都市公園条例及び鶴岡市緑地公園設置及び管理条例に基づく使用許可申請書を鶴岡市に提出してください。後日使用許可書を交付します。

5-7 営業（事業）開始予定

候補者（決定者）は、許可書の交付を受けたのち、事業実施の準備をお願いします。

また、事業の実施には河川管理者からの許可が必要となります。河川管理者への許可申請は鶴岡市で行いますので、河川管理者からの許可を受けましたら、候補者（決定者）にご連絡いたします。

6 実施報告書・アンケートの提出日について

- (1) 事業実施後は、実施報告書の提出、アンケートの提出をお願いします。
- (2) 実施報告書の中には来客数の報告も含まれます。なお、報告の内容の一部を公表する場合があります。（公表例：活動実績など）

各種樣式

赤川施設使用参加申請書

鶴岡市長 皆川 治 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者

赤川の水辺空間賑わいづくり事業募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 事業内容
2. 申請エリア
3. 出店内容及び店舗数
4. 使用期間
5. 添付書類
 - ・暴力団の排除に関する誓約書
 - ・納税証明書
 - ・施設使用企画提案書
6. 連絡先
 - 担当者：
 - T E L：
 - F A X：
 - M a i l：

暴力団排除に関する誓約書

□ 私 □ 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 鶴岡市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、鶴岡市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県鶴岡警察署に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、鶴岡市との契約事案について、不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、鶴岡市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、鶴岡市暴力団排除条例（令和24年鶴岡市条例6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

鶴岡市長 皆川 治 様

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

施設使用企画提案書

提案者名称	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への配慮事項	①地域、事業への理解度及び貢献度 ②周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③利用者への配慮と安全性 ④出水時の施設撤去

※必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

都市公園・公園施設使用許可申請書

鶴岡市都市公園条例第3条第1項（第8条の6第1項）の規定により都市公園・公園施設使用の許可を申請します。

令和 年 月 日

申請者氏名

⑩

鶴岡市長 皆川 治 様

1	都市公園・公園施設 使用者住所氏名	
2	使用する都市公園・ 公園施設	
3	行為の内容及び目的	
4	行為の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
5	行為を行う場所	
6	その他	
※ 7	使用料	

（備考）

- 1 ※印のある欄は、申請者において記載しないこと。
- 2 申請者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

実施報告書

報告者名称	
実施概要 ・ 事業内容 ・ 出店期間 ・ 使用エリア ・ 来客数 等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震、台風等）の体制の有無、実施内容	（ 有 ・ 無 ）
審査基準への配慮 （実施状況）	<p>①地域、事業への理解度及び貢献度</p> <p>②周辺環境への配慮、公共空間の適正管理</p> <p>③利用者への配慮と安全性</p> <p>④出水時の施設撤去</p>
事業実施における課題	
事業実施の効果	

※必要に応じて報告内容は変わる場合があります。

事業対象地の状況

【対象地】 ①赤川河川緑地 (左岸：17.0k～18.6k付近)

【対象地説明】

サッカー場や野球場、多目的に利用できる子供広場や自由広場が整備されており、各種スポーツ大会等のイベントに利用されています。また夏には赤川花火大会、秋には芋煮会の会場となり多くの人で賑わいます。

【主な設備の有無】

- ・トイレ 3箇所 ・水栓 3箇所 ・照明、電気設備 なし (赤川桜ハウス除く)

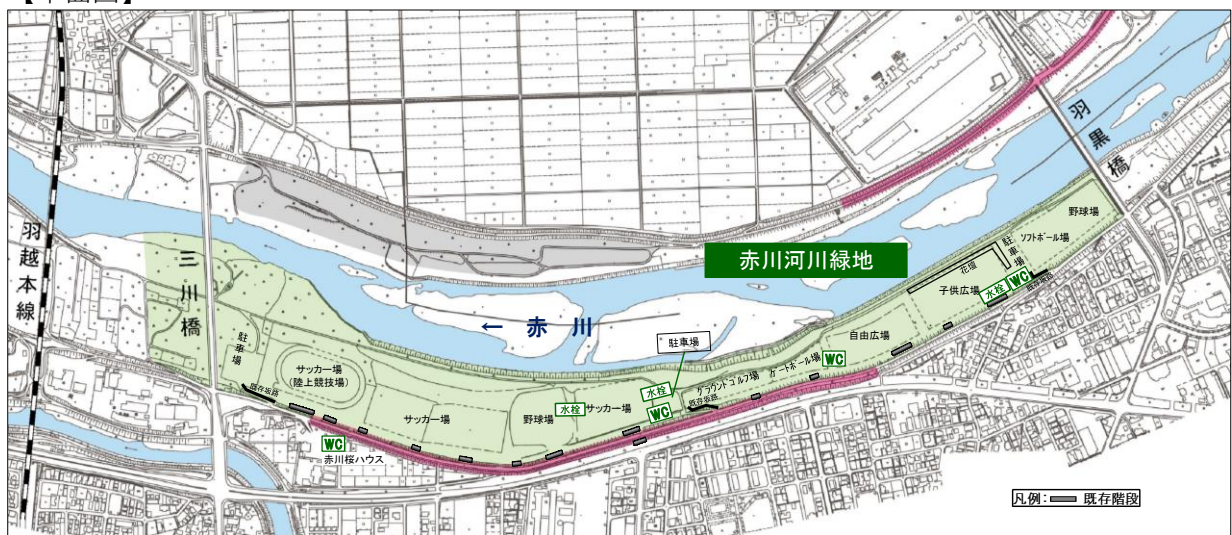
【対象地の利用状況】

- ・赤川河川緑地年間利用者数…約50,000人 (3年平均) ※主に土日祝日での利用
- ・4月下旬から10月下旬…毎週日曜…社会人サッカー (約300人/日)
- ・4月下旬から10月下旬…土日祝日…野球大会等 (社会人、少年野球) (約400人/日)
- ・堤防道路でウォーキングやジョギングで利用されている (冬期間除く)

【想定プログラム】

- ・飲食サービス ・物販 ・アクティビティ等

【平面図】



【航空写真】



赤川桜ハウス概要

- 建設年 平成6年
- 場所 鶴岡市切添町4-35 地内
- 構造 木造一部鉄筋コンクリート造
3階建て
- 延床面積 258.80㎡
- 階別面積 1階 146.75㎡ トイレ、水飲場、足洗い場
用具置場、水防倉庫
- 2階 73.00 更衣室 2、シャワー室 6
- 3階 39.05㎡ 展望バルコニー、会議室
- 木橋 L=12.5m W=2.2m



▲木橋からの階段

▲木橋

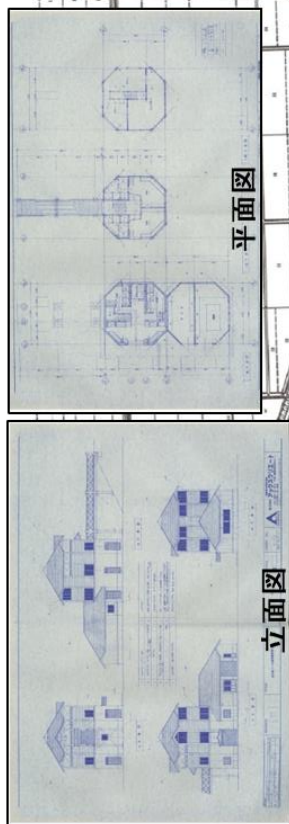
▲全景



▲1F洗い場

▲1F男子トイレ

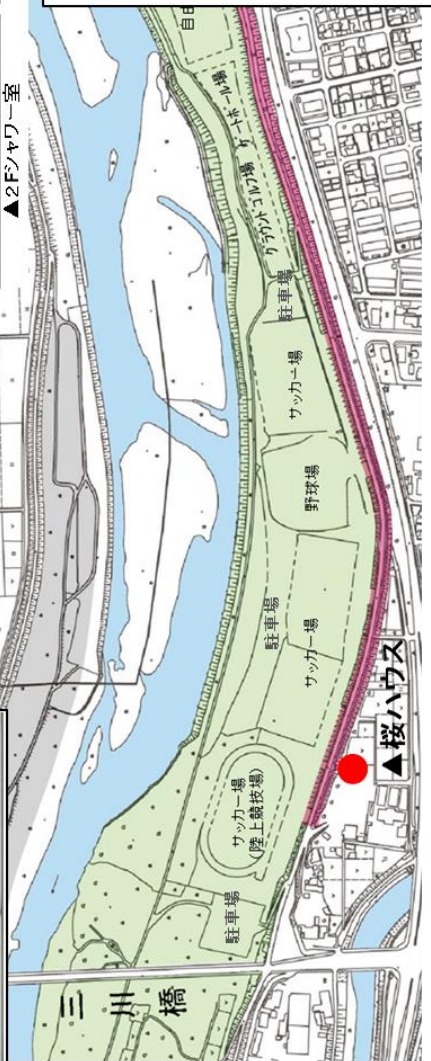
▲2F更衣室



▲2Fシャワー室

▲3F展望室(川側)

▲3F展望室(国道側)



桜ハウスでの想定活動

- ①物販
- ②飲食サービス
- ③イベント(アクティビティ)

その他

- ① 社会実験中の施設の使用料及び光熱水費は原則無料(活動内容によっては負担金が発生する場合があります)
- ② 申込者が重複した場合は、市及び申込者で協議します。

【対象地】 ②櫛引総合運動公園 (左岸：22.7k～23.4k付近)

【対象地説明】

陸上競技場やナイター照明付きの野球場等、野球やサッカー、グラウンドゴルフやゲートボールができるスポーツ施設や、憩いの場が整備されています。また、せせらぎ水路の流れる親水広場は、自然鑑賞や芋煮会など、多くの人が集まり、夏は黒川能「水焰の能」(薪能)の舞台として使われています。

【主な設備の有無】

・移動式トイレ 3箇所 ・水栓 3箇所 ・照明、電気設備 一部有

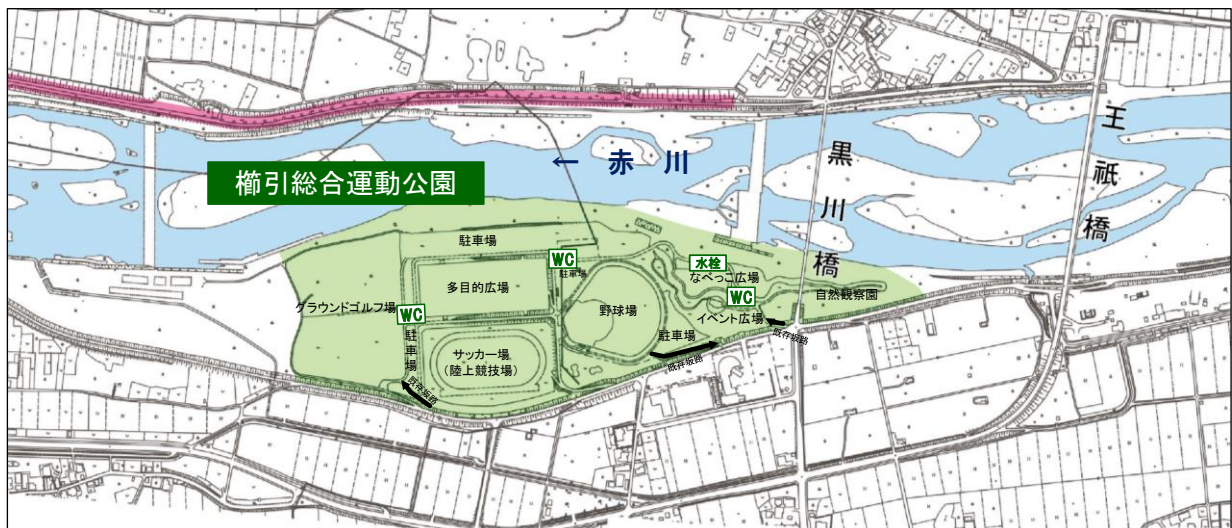
【対象地の利用状況】

- ・櫛引総合運動公園年間利用者数…約20,000人 (3年平均)
- ・4月下旬から11月下旬…土日祝日…各スポーツ大会 (約200人/日)
- ・秋は芋煮会での利用が多い…土日祝日… (約150人/日)

【想定プログラム】

・飲食サービス ・物販 ・アクティビティ等

【平面図】



【航空写真】



【対象地】 ③櫛引やすらぎ公園 (右岸：22.0k～23.4k付近)

【対象地説明】

月山や鳥海山、赤川等に囲まれた優れた眺望により、映画のロケ地としても有名なことから、カメラや画材道具を持った人が多く集まります。また 拠点広場では、パークゴルフを行うことができ、地元住民で多く利用されています。

【主な設備の有無】

- ・トイレ 2箇所
- ・水栓 2箇所
- ・照明、電気設備 一部有

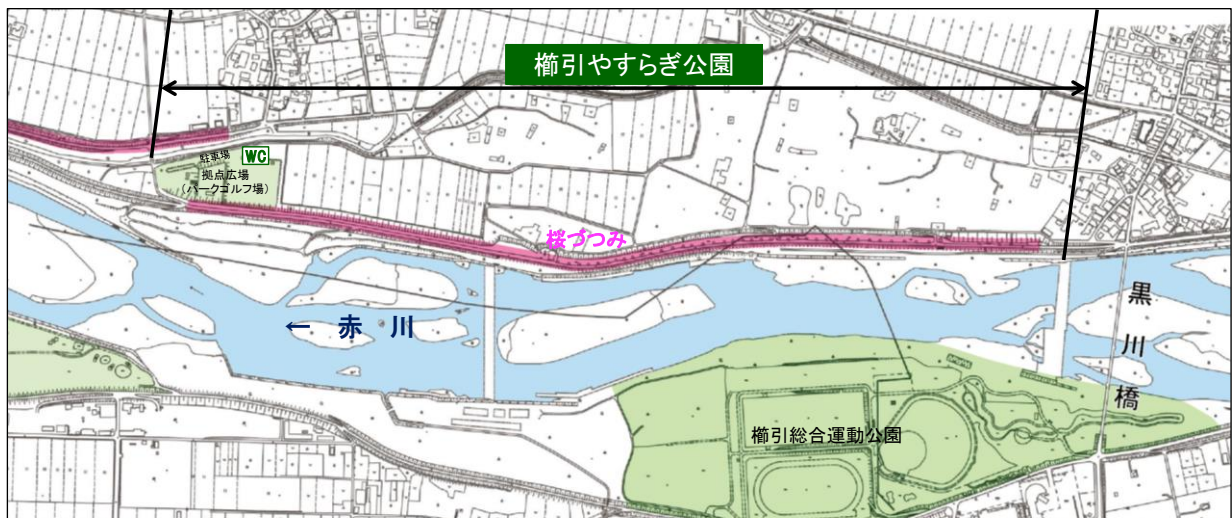
【対象地の利用状況】

- ・公園広場でパークゴルフが盛んに行われています。
- ・春は隣接する馬渡桜つつみとともに、桜の花見客で賑わいます。

【想定プログラム】

- ・飲食サービス
- ・物販

【平面図】



【航空写真】

